

施設をご利用の皆さまへ

～新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために～

緊急事態宣言について、5月31日（月）まで期間が延長となりました。

緊急事態宣言内容の変更に伴い、5月12日（水）より施設を再開し、

原則 午前・午後の貸館利用ができます

（社会生活の維持に必要なものは午後6時以降も利用可）

その他、利用に際しては、以下の対応についてご理解いただくとともに、ご協力をお願いいたします。

令和3年5月12日

尼崎市

- 来館前には検温し、体調管理に努めてください。
37.5度以上の発熱や、咳などの症状のある方は来館をお控えください
- 入館に際しアルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
- 館内では、マスクの着用、咳エチケットの徹底など、感染予防にご配慮願います。
- 3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう意識してください。
- 青少年学習コーナーの利用に際し、「利用簿」にご記入ください。
- 貸室のご利用に際し、代表の方は、入室された方のお名前、住所、電話番号を把握の上、1ヵ月程度保管してください。
- 原則18時以降の利用はできません。
- 館内での食事は、お控えください。飲酒は、禁止とします。

※ その他、配布資料もご確認ください。